

会津労働基準監督署発表
令和7年7月18日（金）

【照会先】
会津労働基準監督署
第一方面主任監督官 村上 航
（電 話）0242-26-6494

報道関係者 各位

労働安全衛生法違反容疑で書類送検

ーコンクリート造の工作物の解体作業をあらかじめ定めた作業計画によって行わなかった疑いー

会津労働基準監督署（署長 管家紀男）は、本日、ニック株式会社及び同社代表取締役を、労働安全衛生法違反の疑いで福島地方検察庁会津若松支部に書類送検しました。

【事件の概要】

令和6年8月1日、会津若松市中町の建物解体工事現場において、コンクリート造の建物解体作業を行う際、あらかじめ定めた作業計画によって作業を行わなかった疑い。

1 被疑者

- (1) ニック株式会社
所在地：宮城県仙台市太白区鉤取
事業内容：解体工事業
- (2) 同社 代表取締役A

2 違反条文【別紙1（関係条文）参照】

被疑者ニック株式会社、被疑者Aとともに、労働安全衛生法違反
同法第21条第1項（事業者の講ずべき措置等）
労働安全衛生規則第517条の14第1項（調査及び作業計画）
同法第119条第1号（罰則）
同法第122条（両罰規定）

3 事故の概要【別紙2（事故発生状況）参照】

令和6年8月1日、福島県会津若松市中町のコンクリート造の建物解体工事現場において、被疑者Aが自社の作業員Bとともに、解体用機械2台を用いて建物3階部分の梁等の解体作業を行っていたところ、解体中の梁等が歩道側に傾倒し、設置していた足場とともに倒壊する事故が発生しました。

4 被疑内容

労働安全衛生法では、高さが5メートル以上のコンクリート造の工作物の解体作業を行う場合、工作物の倒壊等を防止するため、当該工作物の形状等を調査し、その結果に適応する作業計画を定め、当該作業計画により作業を行うことが規定されていますが、災害発生当時、あらかじめ定めた作業計画によって解体作業を行っていなかった疑いがあるものです。

○労働安全衛生法

（事業者の講ずべき措置等）

第21条 事業者は、掘削、採石、荷役、伐木等の業務における作業方法から生ずる危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

（以下略）

（罰則）

第119条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

一 第14条、第20条から第25条まで、（中略）の規定に違反した者

（以下略）

（両罰規定）

第122条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人に業務に関して、第116条、第117条、第119条又は第120条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

○労働安全衛生規則

（調査及び作業計画）

第517条の14 事業者は、令第6条第15号の5の作業を行うときは、工作物の倒壊、物体の飛来又は落下等による労働者の危険を防止するため、あらかじめ、当該工作物の形状、き裂の有無、周囲の状況等を調査し、当該調査により知り得たところに適応する作業計画を定め、かつ、当該作業計画により作業を行わなければならない。

（以下略）

○労働安全衛生法施行令

（作業主任者を選任すべき作業）

第6条 法第14条の政令で定める作業は、次のとおりとする。

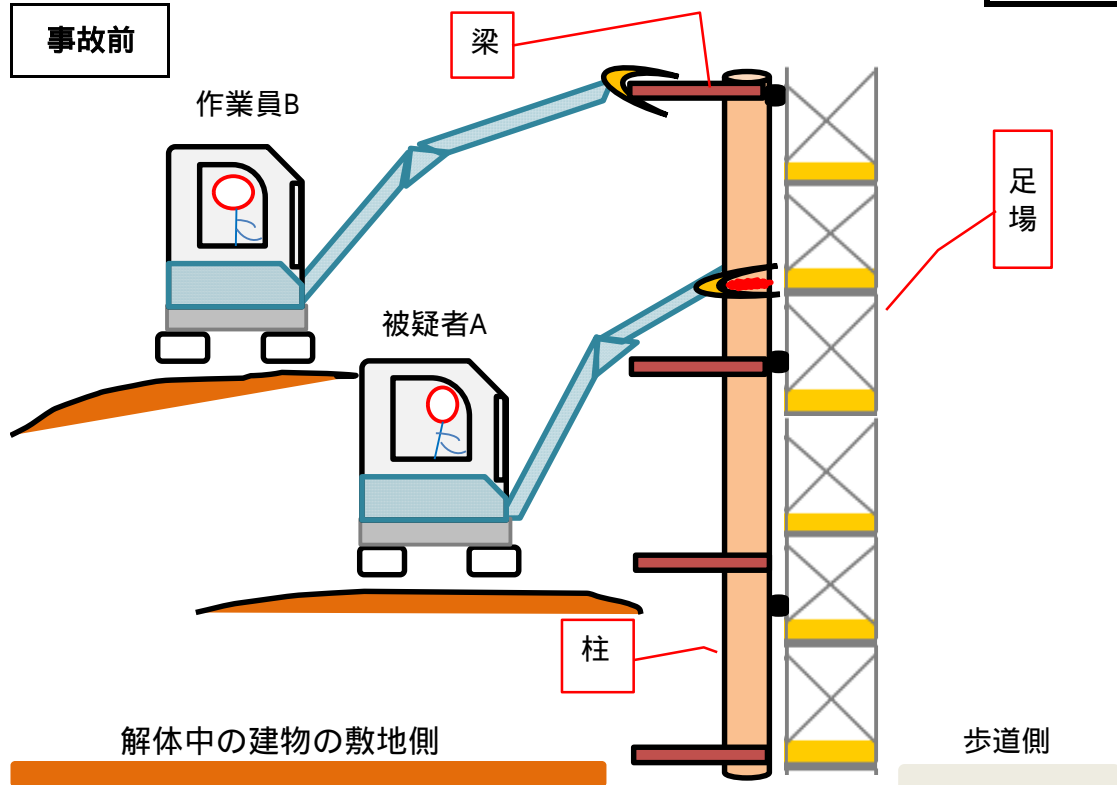
（一から十五の四まで略）

十五の五 コンクリート造の工作物（その高さが5メートル以上であるものに限る。）の解体又は破壊の作業

（以下略）

別紙2
(事故発生状況)

事故前



事故後

